

概要版

第2次 石岡市男女共同参画基本計画

平成30年3月

石 岡 市

● 計画の目的

「(第1次)石岡市男女共同参画基本計画」が策定されてから10年が経過しました。この間にも少子高齢化は進み、高齢者を支える生産年齢人口や未来を支える年少人口は、その数・割合ともに減少を続け、労働力不足が現実の問題となっています。それに対し、能力を存分に発揮したいと考える女性の希望が叶う社会を実現することは、女性自身にとって、また社会の問題解決の点からも望ましいものといえます。

また、増加する核家族や母子・父子家庭への支援や、深刻化する配偶者やパートナー等からの暴力や児童・高齢者等への虐待の根絶、更には自然災害発生時の弱者である女性や子ども、高齢者等に配慮した日頃からの備えが重要になっています。

こうした現代社会の課題を解決するために、男女がよりよく互いを理解し、合理性の乏しい性別による固定的な役割分担の意識を変え、女性が無理をすることなくその能力を発揮し活躍することを可能とする男女共同参画社会を実現することの重要性が、ますます高まっています。

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

男女共同参画社会基本法第2条から抜粋

「第2次石岡市男女共同参画基本計画」は、これまでの男女共同参画に関する取り組みの成果や住民意識及び社会経済状況の変化や課題等を踏まえ、これからの10年の本市における男女共同参画社会の実現を目指すために策定をするものです。

● 計画の基本理念

第2次石岡市男女共同参画基本計画の基本理念は、石岡市男女共同参画条例に基づき、以下のとおりとします。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度・慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

● 計画の位置づけ

本計画は、国・県・市においてそれぞれ以下のとおり位置づけられた計画です。

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく 市町村男女共同参画計画
- 「茨城県男女共同参画推進条例」第 12 条第 1 項に基づく
市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 「石岡市男女共同参画条例」第 8 条に基づく 男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく 市町村推進計画
- 「配偶者暴力防止法」第 2 条の三第 3 項に基づく 市町村基本計画

● 計画の構成と期間

本計画は「基本計画」及び「実施計画（前期・後期）」からなり、計画期間は次のとおりです。

年度		2016 平成28	2017 29	2018 30	2019 31	2020 32	2021 33	2022 34	2023 35	2024 36	2025 37	2026 38	2027 39
石岡市 男女共同参画 基本計画	基本 計画	第1次			第2次								
	実施 計画	後期			前期				後期				

● 計画の体系

本計画は、4つの基本目標とそれぞれの基本目標から展開される基本施策により体系化されています。基本目標は次のとおりです。

基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

- 経済、行政、地域活動のあらゆる分野において女性の参画を促進します。
- 性別による固定的な役割分担意識や男性中心の社会制度・慣行を見直すための啓発に取り組みます。

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

- 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 就労支援セミナーの開催や情報提供を行う等の支援に取り組みます。

基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

- 家事・育児への参加に関する男性の意識改革や、育児・介護休業制度等の利用拡大に取り組みます。
- 仕事と子育て・介護が両立できるよう支援に取り組みます。

基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

- 女性へのあらゆる暴力の根絶に向け取り組みます。
- 防災施策に対して、男女共同参画の視点を導入します。
- 様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。

基本目標 1 あらゆる分野での女性の活躍促進

●経済分野における男女共同参画の実現

- 1 指導的立場への女性の積極的登用の促進
- 2 男女間の不均等の改善へ向けた意識啓発

女性活躍推進法に基づく **市町村推進計画**

●行政分野における男女共同参画の実現

- 1 指導的立場への女性の積極的登用の推進
- 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性活躍推進法に基づく **市町村推進計画**

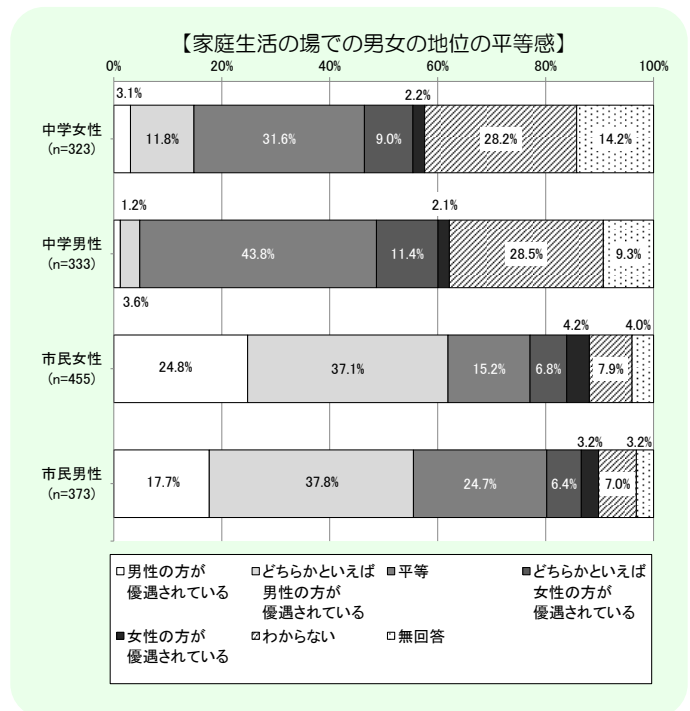
●地域活動における男女共同参画の実現

- 1 地域づくりへの女性の参画促進

●女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し

- 1 学校教育を通じた男女共同参画の推進
- 2 意識改革のための啓発推進と社会制度・慣行の見直し

中学2年生を対象とした調査では、家庭生活の場で男女の地位は「平等」との回答が最も多くなっています。しかし、市民では、「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」との回答を合わせた「男性優遇」の回答は「女性優遇」の回答を大きく上回っており、中学生と18歳以上の市民との間に大きなギャップが存在しています。



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）
石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査（同）

成果指標	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
農業委員に占める女性の人数	1人	2人	3人
管理的職業従事者に占める女性の割合	3.4%	4.5%	6.0%
市（一般職）の管理職（課長補佐級以上）に占める女性の割合	10.2%	20.0%	25.0%
市の審議会等委員に占める女性の割合	23.6%	30.0%	35.0%
区長（自治会長）に占める女性の割合	3.0%	5.0%	8.0%
学校評議員に占める女性の割合	25.5%	30.0%	35.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的役割分担意識）に賛成しない市民の割合	54.3% ※H28 市民意識調査	60.0%	65.0%

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

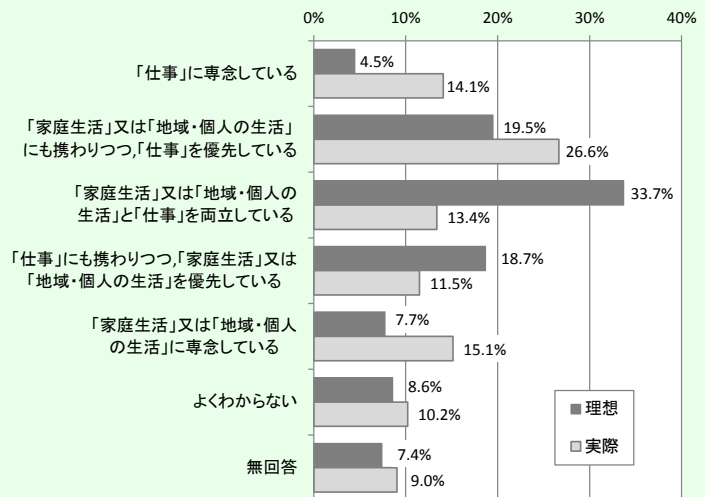
●職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 経営者や管理職の意識改革
- 2 育児・介護休業制度等の積極的な活用促進
- 3 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する理想と現実をみると、実際に『『仕事』に専念している』人は、『『仕事』に専念すること』を理想とする人よりも3倍多く、『『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』の両立を現実とする人は、『理想』とする人の4割程度しかいません。

女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画

【ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

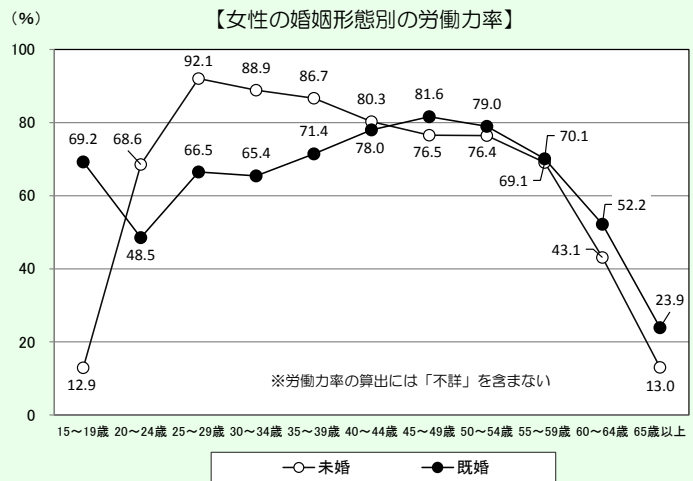
●働く女性、働きたい女性への支援

- 1 女性の継続就業・キャリアアップ支援
- 2 女性の再就職支援
- 3 ハラスメントの防止

女性の年齢別労働力率にみられる「M字カーブ」は、近年緩和されてきていますが、婚姻形態（未婚・既婚）別の労働力率をみると、20歳から39歳までの年代において既婚女性の労働力率は未婚女性の労働力率を大きく下回っており、両者の値が接近する40歳代までは、婚姻、更には子どもの有無が女性の労働力率に依然として大きな影響を及ぼしていることが伺えます。

女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画

【女性の婚姻形態別の労働力率】



出典：国勢調査（平成27年10月1日時点）

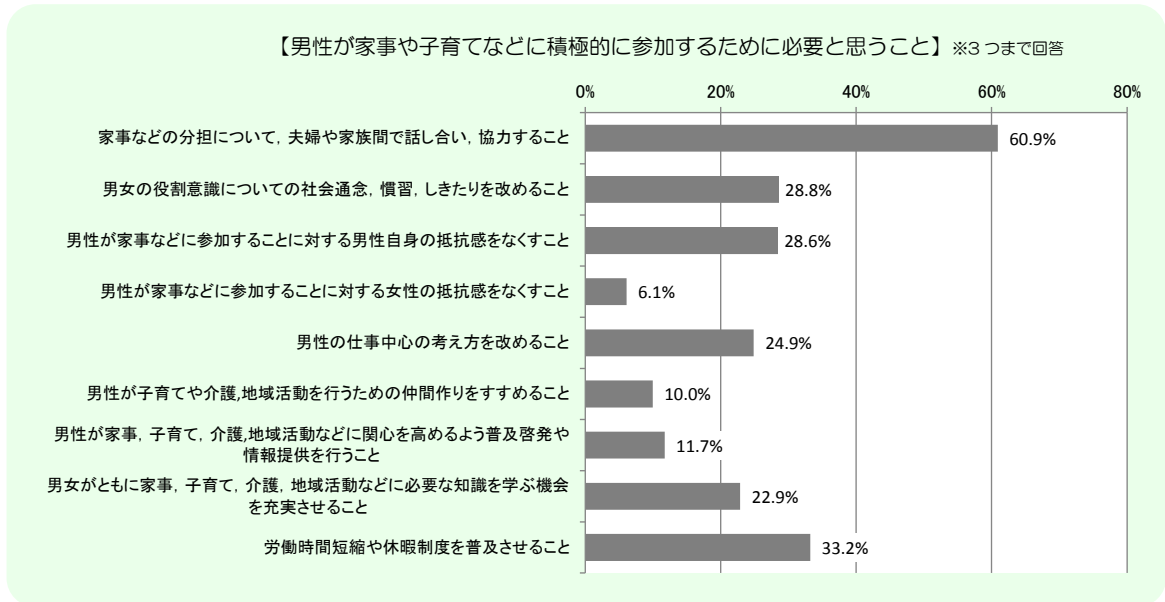
成果指標	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	2社	4社	6社
市の男性職員の育児休業取得率	0%	20.0%	25.0%
参考指標：市の男性職員の育児参加休暇の完全取得率※	20.0%	50.0%	100.0%
30歳代既婚女性の労働力率	67.0%	70.0%	75.0%

※育児参加休暇の完全取得とは、付与日数の全てを取得することを意味する。

基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

●男性の家事・育児等への参画促進

- 1 男性が家事・育児等を行うことの意義の理解と実践
- 2 出産、子育て、介護等に伴う休暇・休業取得の利用促進



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

男性が女性とともに家事や子育て・介護、地域活動に積極的に参加していくために必要と思うこととして最も多い回答は、「夫婦や家族間での話し合い、協力」（60.9%）ですが、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が33.2%で続いています。

●仕事と子育ての両立支援

- 1 子育て支援の充実
- 2 両立のための環境整備



●仕事と介護の両立支援

- 1 介護サービスの充実
- 2 両立のための環境整備

成果指標	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
(再掲)市の男性職員の育児休業取得率	0%	20.0%	25.0%
参考指標：市の男性職員の育児参加休暇の完全取得率※	20.0%	50.0%	100.0%
保育の受け皿の確保（待機児童ゼロの維持）	待機児童ゼロ	待機児童ゼロ	待機児童ゼロ

基本目標 4 安全・安心に暮らせる社会の実現

●女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 DV 防止へ向けた意識啓発
- 2 DV 相談体制及び支援体制の充実

●生涯にわたる男女の健康支援

- 1 ひとりひとりに応じた健康づくりの支援
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援

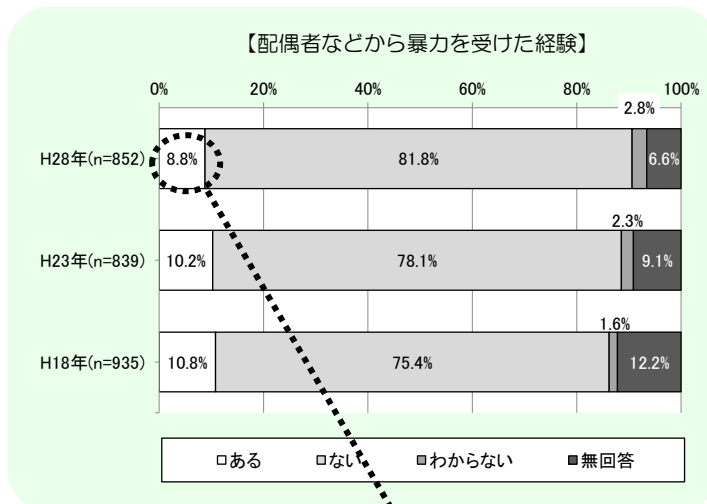
●男女共同参画の視点にたった防災体制の確立

- 1 防災施策への男女共同参画の視点の導入
- 2 防災における男女共同参画の啓発
- 3 男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練の実施

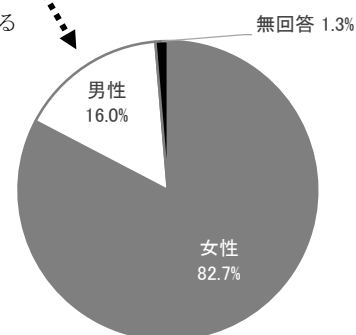
●様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援

- 1 ひとり親世帯への支援
- 2 高齢者世帯，障がい者世帯への支援
- 3 外国人世帯への支援

配偶者暴力防止法に基づく 市町村基本計画



出典：石岡市男女共同参画に関する
市民意識調査
(平成 18・23・28 年)



市民意識調査では、配偶者などから暴力を受けたことのある人の割合は、平成 18 年以降徐々に少なくなっています。しかし、平成 28 年においても 1 割近くの方が暴力を受けたことが「ある」と回答しており、そのうちの 8 割以上を女性が占めています。

成果指標		現状値 (平成 29 年 4 月 1 日)	中間目標値 (平成 34 年度)	最終目標値 (平成 39 年度)
健康寿命 (男女別)		男性 71.1 歳 女性 74.7 歳	男性 71.6 歳 女性 75.2 歳	男性 72.1 歳 女性 75.7 歳
がん健診受診率	子宮頸がん	29.9%	40.0%	50.0%
	乳がん	27.8%	40.0%	50.0%
	胃がん	34.9%	40.0%	50.0%
	肺がん	31.6%	40.0%	50.0%
	大腸がん	34.3%	40.0%	50.0%
消防団員に占める女性の割合		3.0%	3.5%	4.0%

● 計画の推進体制

石岡市男女共同参画審議会	公募を含む委員で構成し、基本計画に関する事項や、その他の男女共同参画の推進に関する事項を審議します。
男女共同参画推進連絡会議	庁内関係各課の連携を図るため、庁内連絡組織「男女共同参画推進連絡会議」において、施策の推進と総合調整を行います。
市民・企業との協働	市の取り組みを市民・企業と行政が連携して推進するために、活動の中心となる人材や企業・団体の育成・支援に努め、ネットワークを強化します。
関係機関との連携	男女共同参画基本計画の着実な推進のため、関係機関とのネットワークをさらに強化し、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

● 進行管理体制

石岡市男女共同参画審議会

- 基本計画に関する事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項の審議
- 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の調査と市長への意見提出



男女共同参画推進連絡会議

(庁内連絡組織)

- 施策の推進、総合調整ほか

実施計画（5年間）

普及・啓発事業

調査・研究事業

人材育成事業等

相談事業

女性問題支援ネットワーク会議

- 市関係各課・女性相談員・石岡警察署生活安全課による、女性問題全般の総合調整及びDV等に関する相談・保護・自立支援等

計画を着実に実行していくため、石岡市男女共同参画審議会において毎年度進捗状況を調査・確認します。また、進捗状況等を踏まえ、事業内容の見直しを行います。

発行

石岡市 市長公室 政策企画課

2018（平成30）年3月

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111（代）

URL <http://www.city.ishioka.lg.jp/>